



# 75歳以上(老人保健)の新しい医療制度のしくみ(1)

「ご存じですか?」後期高齢者医療制度

平成20年4月から後期高齢者の医療保険制度が変わります

平成18年6月の健康保険法などの改正に伴い、平成20年4月1日から新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。これにより、後期高齢者は現在加入している国民健康保険や社会保険(被扶養者を含む)を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。対象となるのは次の方です。

- 平成20年4月1日現在で
- 1、75歳以上の方
- 2、65歳以上75歳未満の方で、一定の障害を持ち、広域連合長が認めた方

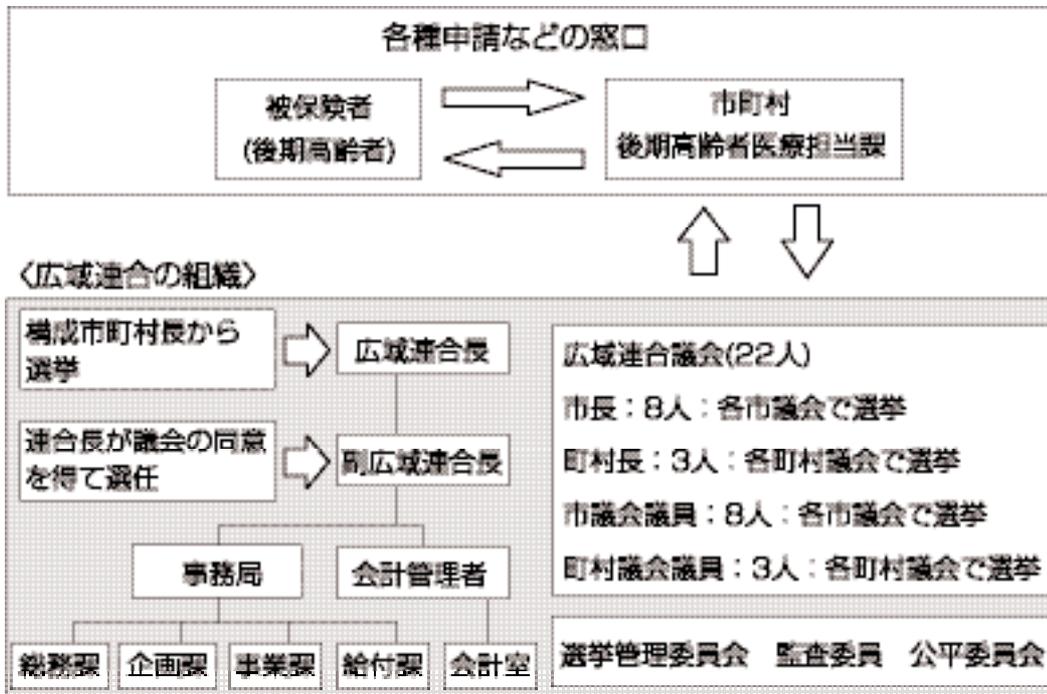
## 茨城県後期高齢者医療広域連合の設立

後期高齢者医療制度に関する事務を広域にわたり処理するため、

県内すべての市町村で組織する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。現在、後期高齢者医療制度施行に向けた準備に取り組んでおり、平成19年度中に必要な事項を決定していきます。今後、後期高齢者医療制度の内容について随時紹介していきます。

## 茨城県後期高齢者医療広域連合の組織と市町村との連携

茨城県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町村が加入し、後期高齢者医療に関する事務を広域にわたり処理するための「特別地方公共団体」です。茨城県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度全体の財政を運営していく組織です。後期高齢者の方の各種申請などの窓口取り扱いは、現在と同様に市町村が行います。



< 茨城県後期高齢者医療広域連合についての問い合わせ >

茨城県後期高齢者医療広域連合  
〒311-4141水戸市赤塚1-1ミオスビル1階  
tel029-309-1211 FAX029-309-1126

問い合わせ 市医療年金課tel873-2111内線1722